



マイナ救急

救急隊員が傷病者のマイナ保険証（健康保険証として利用登録したマイナンバーカード）を活用し、傷病者の医療情報等を閲覧する仕組みのことです。

★マイナンバーカードを見せるだけで以下の情報が伝わります

あなたの
病歴

お薬の
処方歴

病院の
受診歴

マイナ救急の効果

負担軽減
症状が重い等のため、口頭で情報提供することが困難な場合

より適切な処置
円滑な搬送先の選定

治療の事前準備が可能

マイナ救急の流れ



能代山本広域市町村圏組合消防本部 × FDMA 総務省消防庁

お問い合わせ 能代山本広域市町村圏組合消防本部救急課 TEL: 0185-52-3368 消防庁HP

係者の方の相談に応じます。相談を希望される方は、事前に電話予約をお願いいたします。

なお、県北での相談日時は左記のとおりですが、学校に来ていただいで相談することもできますので、お気軽にご相談ください。

■日時：7月1日（水）、9月30日（水）、11月25日（水） いずれも午後1時30分～3時30分

■会場：大館市立上川沿公民館（〒017-0836 大館市池内字大出135）

■秋田県立視覚支援学校（ロービジョン支援センター）相談担当窓口：銭谷（☎018-889-8571）

スポーツ

アリナスのスポーツ教室

【水泳教室】

①ピギナーコース ②ステップアップコース

■期間：①②いずれも8月10、17、24、31日、9月7日（全5回）

■時間：①午後1時30分～2時30分、②午後2時30分～3時30分

■定員：①10名（成人）、②6名（成人）

お知らせ

②6名（成人）

■対象：①ピギナー、②クルールで25m以上泳げる方

■費用：①②いずれも1,600円

■申込方法：①②いずれも7月1日（水）～20日（月）までフロントへ直接申込み（申込み多数の場合は抽選）

■バランスボールエクササイズ

①木曜コース ②金曜コース

■期間：①8月20、27日（全2回）、②8月7、21、28日（全3回）

■時間：①午後1時30分～2時30分、②午前10時30分～11時30分まで

■定員：各20人（成人）

■費用：①700円、②1,000円

■申込方法：7月1日（水）～20日（月）までフロントへ直接申込み（申込み多数の場合は抽選）

■申・用 アリナス（☎54-9200）

7月31日（金）

■税務会計課（☎76-4604）

■介護保険料（普通徴収）第1期

■後期高齢者医療保険料（普通徴収）第1期

7月31日（金）

■福祉保健課（☎76-4608）

7月のマイナンバー日曜窓口について

毎月第2・第4日曜日にマイナンバーカードの申請、受け取り等の受付窓口を開設しておりますが、システム更新のため7月は左記の開設とします。

■開設日：7月5日、26日

■時間：午前9時～午後4時（正午～午後1時を除く）

■場所：役場 町民サービス係窓口（③番窓口）

■防災町民課 町民サービス係（☎76-4614）

秋田県道2号線樹海ライン沿いの入山禁止について

十和田高原地区（大平地区）において、令和6年5月18日にツキノワグマによる複数の人身事故が発生し

たことを受け、当該地区への入山を禁止しています。ツキノワグマの行動範囲が広いことから、隣接する市町で県道2号線（樹海ライン）のエリアを6月30日まで入山禁止としております。皆さまにおかれましては、現在の状況をご理解いただき当該エリアへの入山をしないようにご協力をお願いいたします。

【入山禁止期間】令和8年6月30日まで

■小坂町遭難対策委員会事務局（☎0186-2913928）

秋田海上保安部からのお願い

まもなく海水浴シーズンを迎えますが、この時期は毎年、海難事故が多く発生しております。海水浴を楽しむために、次の9つの約束を守ってください。

- ・気象海象情報を手にする
- ・開設された海水浴場で泳ぐ
- ・海に入る前には準備運動する
- ・複数人で行動する
- ・離岸流に注意する
- ・子供から目を離さない
- ・無理せずこまめに休憩する
- ・飲酒したら泳がない
- ・揺れを感じたら迷わず逃げる

外国人雇用はルールを守って適正に働いてもらうことも支える社会へ

・事業主は、外国人（技能実習生を含む）の雇入れ、離職の際は、その氏名、在留資格などをハローワークに届け出る必要があります。

・事業主は、雇用する外国人労働者について、労働関係法令及び労働保険・社会保険関係法令を遵守するとともに、適切な労働条件及び安全衛生の下、在留資格の範囲内で能力を発揮しつつ就労できるように、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関する事業主が適切に対処するための指針」に基づき、適切な措置を講じることが必要です。

※指針：厚生労働省トップページ▽分野別の政策▽雇用▽労働▽雇用▽外国人雇用対策

外国人労働者についての相談は、最寄りの労働基準監督署またはハローワークまで。



マリナー安全情報「ワーカーセーフティガイド」